

総務省訓令第42号

総務省が平成14年度に行う事後評価の実施に関する計画を次のように定める。

平成14年3月27日

総務大臣 片山 虎之助

総務省が平成14年度に行う事後評価の実施に関する計画

第1 総則

この計画は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条及び総務省政策評価基本計画（平成14年3月27日訓令第41号。以下「基本計画」という。）に基づき、総務省が平成14年度において行う事後評価の対象とする政策、評価の方法等を定めるものとする。

第2 計画期間

この計画の対象期間（以下「計画期間」という。）は、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの1年間とする。

第3 事後評価の対象とする政策及び評価の方法等

計画期間における事後評価の対象とする政策及び評価の方法等は、次に掲げる場合ごとに定めるとおりとする。

1 実績評価方式により評価を行う場合

(1) 評価対象政策

法第7条第2項第1号に該当するものとして、基本計画第6章第2節に掲げられたすべての政策を対象とする。具体的には、別紙に掲げる政策を対象とする。

(2) 具体的な評価の方法

基本計画に従い、評価対象政策ごとに、あらかじめ設定した達成目標（アウトカム）の達成状況を客観的な指標等によって測定することを中心に政策に係る現状及び課題等を分析する方法により、評価書に記載すべき項目に沿って評価を行うことを原則とする。

評価書の記載項目としては、法第10条第1項において

政策評価の対象とした政策

政策評価を担当した部局又は機関及びこれを実施した時期

政策評価の観点

政策効果の把握の手法及びその結果

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

政策評価の結果

が定められているが、次の項目についても、併せて記載するものとする。

達成目標（政策の実施により実現を目指す成果・アウトカム）

達成時期又は政策を総括すべき時期

目標に向けて行ってきた業務の実施状況（アウトプット）
指標及び参考指標の状況
目標の達成状況
今後の課題及びその対応策

なお、達成目標の達成状況を客観的な指標等によって測定することでは適切な評価とならない政策については、政策評価広報課と協議の上で、上記記載項目の一部を「政策や制度の目標に係る現状(参考指標の状況を含む。)の分析」及び「評価時点まで講じてきた施策・措置の概要等」に替えて評価できるものとする。

(3) 評価書の様式等

評価書の様式及び記載要領は、この実施計画によるほか、大臣官房政策評価広報課長が別に定めるところによる。

2 総合評価方式により評価を行う場合

(1) 評価対象政策

法第7条第2項第3号に該当するものとして、次に掲げる政策を対象とする。

「総務省の政策の協働促進」

(評価の趣旨)

総務省が所管する国の基本的制度の管理運営、地方自治及び情報通信・郵政事業等の行政をまたがる分野での政策の協働を一層促進することが求められていることから、これらの分野での関係政策について、地方公共団体との連携等に着目して評価を行う。

(2) 具体的な評価の方法

基本計画に従い、大臣官房政策評価広報課が、政策所管部局等の協力を得て対象とする政策の実施状況を实地に調査し、学識経験者等からの意見を活用し、及び現状と課題の分析を踏まえて、今後強化すべき事項や見直すべき事項等を中心に評価するものとする。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

(別紙)

平成14年度において実績評価方式により事後評価を行う政策

行政改革大綱等に沿った行政改革の推進・行政管理の実施

- ・ 国の行政組織等の減量・効率化
- ・ 行政改革大綱等に基づく行政改革の推進
- ・ 適切な設立許可・指導監督等による公益法人行政の推進

政策評価制度の推進並びに行政評価等及び行政相談の実施

- ・ 政策評価制度
- ・ 評価専担組織として行う政策評価
- ・ 行政評価・監視
- ・ 行政相談

適正な人事管理の推進

- ・ 公務における多様な人材の確保と活用
- ・ 国家公務員の高齢対策と再就職の適正化
- ・ 国家公務員給与の適正な改定

地方分権の推進

- ・ 権限委譲の推進
- ・ 市町村合併の推進
- ・ 地方行政改革
- ・ 地方分権の推進や市町村合併の進展に応じた今後の地方自治制度のあり方
- ・ 地方税財源の充実確保

地方公務員行政の推進

- ・ 分権時代にふさわしい地方公務員制度の確立
- ・ 地方公共団体における高齢職員の人事管理の推進
- ・ 地方公共団体における定員管理の適正化の推進
- ・ 地方公務員給与の適正化の推進
- ・ 地方行政を担う人材の育成・確保

地方財源の確保等

- ・ 地方財政計画の策定
- ・ 地方交付税算定の簡素化
- ・ 地方債資金の確保

時代にふさわしい地方税体系の構築

- ・ 税源移譲を含めた地方税源の充実確保
- ・ 法人事業税への外形標準課税の導入
- ・ 社会経済情勢に応じた税制の適切な見直し

地方公共団体の行政体制の整備

- ・ 市町村合併の推進
- ・ 地方行革の推進
- ・ 行政運営における公正の確保と透明性の向上

自立した地域社会の形成

- ・ 地方公共団体の地域づくりの支援（ふるさとづくり事業等の取組の支援）
- ・ 過疎地域の自立促進
- ・ 地方公共団体の国際化施策の推進
- ・ 地方自治分野における国際交流・国際協力
- ・ 地方公共団体におけるPFI事業の推進

地方公共団体等の財政の健全化

- ・ 公債費負担の適正化
- ・ 国庫支出金における超過負担の解消
- ・ 辺地に係る財政上の特別措置の実施
- ・ 土地開発公社の健全化の推進
- ・ 地方公営企業の経営改善
- ・ 地方公共団体が行う第三セクターの経営改善

高度情報通信ネットワークインフラ整備の推進

- ・ 高速・超高速ネットワークインフラ整備
- ・ 地域における情報化の推進
- ・ 新たな電波利用システムの導入
- ・ 地上放送のデジタル化の推進
- ・ 衛星デジタル放送の普及
- ・ 国際放送の推進
- ・ ケーブルテレビの普及・高度化

電子政府・電子自治体の推進

- ・ 各府省における行政情報の電子的提供
- ・ 各府省における申請・届出等手続の電子化
- ・ 各府省における行政事務のペーパーレス化
- ・ 霞が関W A Nと地方公共団体相互間を接続する総合行政ネットワークとの接続
- ・ 各府省における情報システム関係業務のアウトソーシングの推進
- ・ 総務省所管行政の情報化の推進
- ・ 地方公共団体の情報化の推進

高度情報通信ネットワークの安全性・信頼性等の確保

- ・ 情報通信利用の適正化、情報セキュリティ対策及び電気通信設備の安全・信頼性の向上
- ・ 電波の有効利用の推進及び電波利用環境の整備
- ・ 電子商取引の普及発展

対象者のレベルに応じたI T人材の育成

- ・ 情報通信分野の人材育成
- ・ 情報通信利用による人材の活性化
- ・ 国民の情報リテラシー向上施策の推進

市場の変化・技術革新に対応した規制改革等の一層の推進

- ・ 電気通信市場における公正競争の促進及び利用者利益の増進
- ・ 電気通信番号に関する施策の推進
- ・ 情報通信ニュービジネスの振興

戦略的研究開発の推進

- ・ アプリケーション及びコンテンツの高度化のための研究開発の推進
- ・ ネットワークインフラの高度化のための研究開発の推進
- ・ 新技術のシーズを創出する基礎的・先端的研究開発の推進
- ・ 戦略的研究開発を推進させるための研究人材育成や研究環境の整備
- ・ 情報通信に関する標準化の推進

デジタル・ディバイドの解消

- ・ 民放テレビ・ラジオ放送の難視聴等の解消
- ・ 電波利用環境の整備（移動鉄塔）（再掲）
- ・ 地域における公共サービスの情報化の推進
- ・ 情報バリアフリー環境の整備
- ・ 国際的デジタル・ディバイドの解消

選挙制度の適切な運用

- ・ 選挙啓発の推進
- ・ 国政選挙事務の円滑な管理執行等

郵政事業の経営

- ・ ユニバーサルサービスの提供
- ・ 健全な事業財政の確保
- ・ 利用者利便の向上

消防防災体制の充実強化

- ・ 消防の対応力の強化
- ・ 火災予防対策の推進
- ・ 危険物保安対策の推進
- ・ 災害に強いまちづくりの推進
- ・ 救急業務の充実・高度化

統計行政の推進

- ・ 社会・経済の実態を的確に把握した統計調査の実施
- ・ 国・地方が共同で行う統計調査の円滑かつ効率的な実施
- ・ 官庁統計に対する国民の協力の確保
- ・ 統計に関する国際協力の推進
- ・ 国勢の基本に関する統計の作成・提供

恩給行政の推進

- ・ 恩給年額の適正な改定
- ・ 受給者等に対するサービスの向上

旧日本赤十字社救護看護婦等処遇事業等

- ・ 旧日本赤十字社救護看護婦等処遇事業
- ・ 引揚者等特別交付金の支給
- ・ 不発弾等処理交付金交付事業
- ・ 一般戦災死没者の慰霊事業

日本学術会議第18期活動計画の実施

- ・ 日本学術会議第18期活動計画に示された課題の円滑かつ重点的な推進